

はじめに

宮城県では、山、川、海などの豊かな自然、脈々と連なる歴史やその中で育まれてきた文化を背景として、個性ある景観が形づくられてきました。さらに、現在の人々のくらしを支える建物、施設などや、そこで営まれる社会経済活動などによって景観は特徴付けられています。

自然や歴史、文化を感じることのできる景観は、いつまでもそのままであるとは限りません。また、地域の景観との調和に必ずしも配慮されているとはいえない街並みなどを目にすることもあります。

私たちのまわりにある美しい景観を守り、次の世代に伝えていくことが求められています。また、私たちが日常生活を送っている身近な景観などについても、良いところを受け継ぎながら、将来も大切にされるような景観を新たにつくっていくことが求められています。

ひとつひとつの建物や施設などは、個人のものであったり、事業者のものであったり、公共のものであったり様々ですが、それら全体の景観は、県民共有の財産です。宮城県内の美しい景観は、県民みんなの「美しい景観をまもう」、「美しい景観をつくろう」という意識に支えられます。そのような意識を育てる環境づくりも大切になってきます。

また、このようにして、守り、つくられた美しい景観は、観光をはじめとする様々な社会経済活動に生かされることによって、地域を元気付け、生活に潤いをもたらしてくれるものもあります。

宮城県が美しい景観で満ちあふれた心地よい空間となり、県民が誇りや愛着をもって暮らせるよう、ここに美しい景観の形成に関する基本的な方針を定めました。

[本書の構成]

本書の序章では、景観づくりを進めるに当たって前提となる、景観のとらえ方についての考え方を示すとともに、本書策定に至る経緯等をまとめました。また、第1章で、宮城県の景観の現状と課題を、第2章では、その課題の解決に向けて、美しい景観の形成に関する目標などをまとめました。さらに、景観形成を考えるに当たっては、市町村の区域を越えた広域的な景観の在り方を理解することが必要であることから、第3章において、県内の広域的な景観のとらえ方とその在り方を示し、第4章で、景観形成に関して宮城県が取り組むべき施策の基本的な考え方と注意事項を示しました。

また、本書のとりまとめ作業に入っていた平成23年3月11日に、東日本大震災が発生し、県内の市町村が地震による被害を受けました。とりわけ沿岸部の市町については、地震による被害に加え、大規模な津波により更に甚大な被害を受けており、場所によつては原状復旧がほぼ不可能な状況にあります。

今後、被災した市町村では、行政が住民の意見を取り入れながら、防災面をはじめ、産業振興及び地域コミュニティの在り方等様々な面において抜本的な見直しを行い、復興まちづくりを進めていくことになります。このような状況を受けて、付章で、復興まちづくりを進める際に、景観形成のために留意することが望ましい事項を示しました。

序 章

(1) 景観のとらえ方

私たちの目の前には様々な風景が広がっています。それは自然的なものであったり、人々が社会的な活動によってつくり上げてきた人工的なものであったり、両者が組み合わされた状態であったりします。その風景に対して、好き嫌い、快不快などの感情を抱くことがあります。そして、その風景がなぜ好き（又は嫌い）なのか、なぜ心地よく（又は不快と）感じるのかをじっくり考えていくこと、つまり目に見える空間をできる限り客観的に把握して評価することが、景観をとらえることであるといえます。

目の前の風景の中にある山、川、海岸、樹木などの自然（ここでは人が自然に関わってつくった水田や植林なども自然に含めて考えます。）や、集落、工場、神社、道路、石碑などの人工物をひとつひとつ確認するとともに、目に見えるものがどのような時間を経てきたか、人々がそれらとどのように関わってきたのかなど、それらの背景にある歴史や文化、伝統などを理解し、さらに音や匂いなど五感にまつわる情報をも含めてとらえると、景観認識に深みが増します。

景観をとらえるということは、このように景観を構成している要素にまつわる情報を整理し、それらの要素がお互いにどのように関連しているのかを理解していくことでもあると考えられます。

また、日常生活を送る地域の範囲だけでなく、市町村やさらにその周辺も含めた広域的な範囲など、様々な規模で景観の特性を理解することが、その地域の特色を表しつつ、周辺の地域とも調和のとれた景観づくりにつながります。

そして、各地域において、なるべく多くの人々が、快適で美しいと感じ、後世に伝えたいと思う「もの」や「こと」（ここではそれらを「景観資源」ということにします。）を見つけ出していくことが、その地域の美しい景観づくりの第一歩になると考えられます。

(2) 基本方針の策定の経緯と役割

① 基本方針策定までの経緯

宮城県では、平成8年11月に、県内により良い景観を守り、創造し、景観形成を支える意識の醸成を図るために「宮城県景観形成懇談会」を設置し、その懇談会での検討成果を平成10年3月に「宮城県景観形成指針」(以下「景観形成指針」という。)としてまとめました。あわせて県内の良好な景観づくりに向けて、地区景観形成検討会やワークショップ※の開催、モデル地区における景観形成基本計画の策定など各種の取組を行ってきました。

全国的には、生活空間の質の向上という観点から、個性のある美しい街並みや景観の形成が求められるようになってきており、平成16年6月には「景観法」が制定されました。

景観法の制定を受けて、宮城県では、平成18年4月に「みやぎ景観懇話会」を設置し、景観法の趣旨を考慮した新たな視点で「景観形成指針」を見直し、平成19年5月に「新・宮城県景観形成指針」(以下「新・指針」という。)として改訂しました。

平成20年7月には、宮城県議会において、景観保全・まちづくりに関する諸施策を検討するために「景観保全・まちづくり調査特別委員会」が設置され、景観条例の制定に向けた調査・検討を経て、平成21年7月に「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」(以下「条例」という。)が制定されました。この条例の規定に基づき、平成22年1月に「宮城県景観審議会」が設置され、「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)の策定に向けて検討を始めました。

(※ワークショップ：住民などの参加者が、専門家の助言を受けながら、体験や作業を通して問題解決を図るために行う集会。)

平成 8 年 11 月	宮城県景観形成懇談会が設置され、宮城県景観形成指針の策定に向け検討を開始。
平成 10 年 3 月	「宮城県景観形成指針」策定
平成 16 年 6 月	「景観法」制定
平成 18 年 4 月	みやぎ景観懇話会が設置され、宮城県景観形成指針の改訂に向け検討を開始。
平成 19 年 3 月	「宮城の将来ビジョン」策定
平成 19 年 5 月	「新・宮城県景観形成指針」策定
平成 20 年 7 月	宮城県議会において景観保全・まちづくり調査特別委員会が設置され、景観条例の制定に向け検討を開始。
平成 21 年 7 月	「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」制定
平成 22 年 1 月	宮城県景観審議会が設置され、基本方針の策定に向け検討を開始。

表1 基本方針策定までの経緯

② 基本方針の位置付けと役割

この基本方針は、条例第10条の規定により、地域の自然及び文化の保全、地域の美しい景観の形成に関する活動を担う人材の育成、観光の振興及びその他の地域活性化の視点から、宮城県の美しい景観の形成に関する施策を総合的、計画的及び広域的に推進するために定めるものです。

宮城県では、これまでにも景観形成に関する基本的な考え方を、平成19年度に策定した「新・指針」の中で示してきました。今回の基本方針は、

「新・指針」に示された基本的な考え方を踏襲し、市町村の区域を越えた広域的な景観のとらえ方など、新たな視点を加えて再構成しました。

この基本方針は、住民、事業者、市町村及び県が協調してより良い景観を形づくっていくための基本的な方針として運用します。

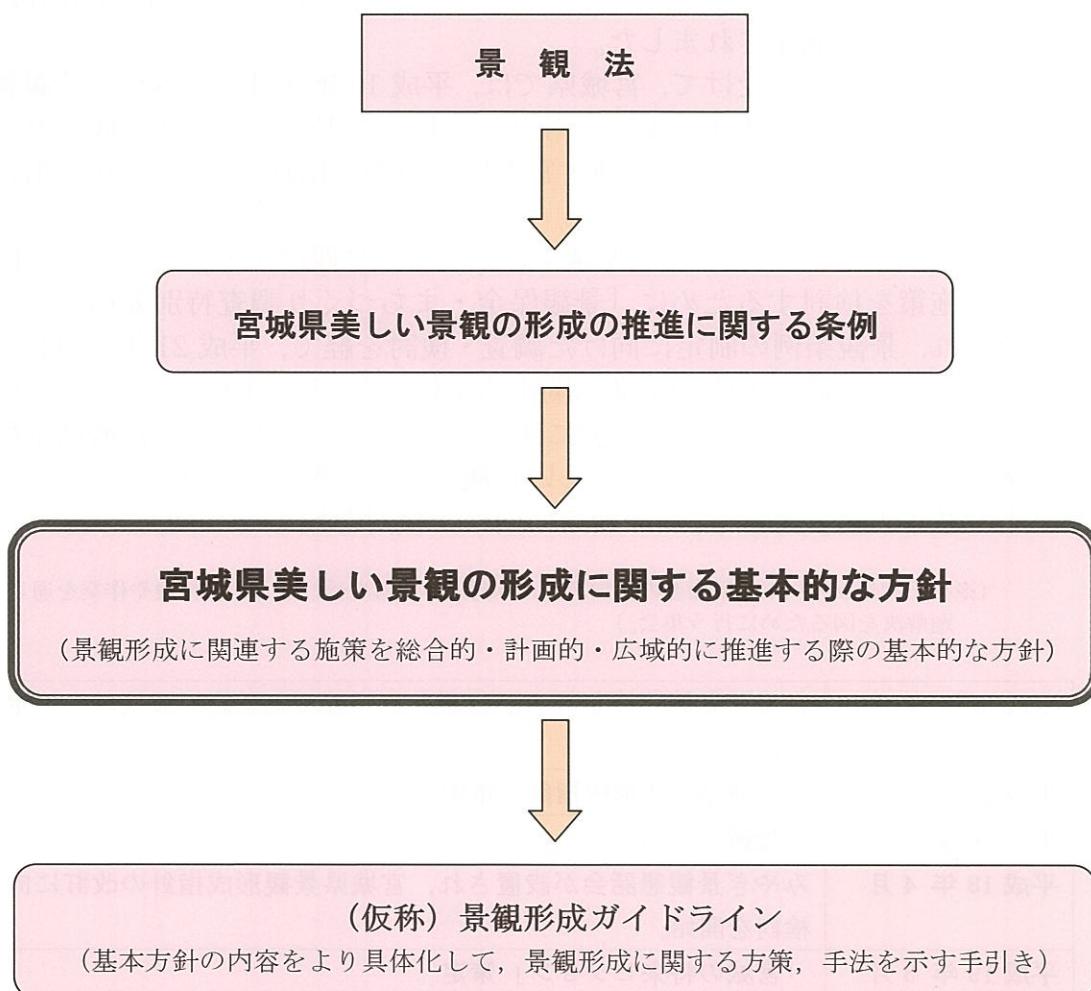


図1 基本方針の位置付け